

千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画

新旧対照表

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
<p>はじめに</p> <p>後期高齢者医療制度は、75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする独立した医療制度です。 この後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県を単位として全市町村で組織する広域連合とされ、平成19年1月1日に千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。</p> <p>千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定により定めるもので、広域連合と県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が事務処理を行うための指針となるものであると同時に、関係市町村やその住民に対して広域連合の基本方針などを示すものです。</p> <p>この第三次広域計画は、平成24年度に策定した広域計画（以下「第二次広域計画」という。）が平成28年度をもって期間満了となることを受け、策定するものです。</p> <p>千葉県の被保険者数は、後期高齢者医療制度発足当初の平成20年4月は49万2千人でしたが、平成28年4月には70万1千人と年々増加を続けており、被保険者一人当たりの年間医療費は平成20年度の75万4千円から、平成27年度の82万4千円に増加しています。</p> <p>これからも、被保険者数や医療費は年々増加を続けていくことが予想されるため、安定的な制度運営を行うためには、医療費の伸びができるだけ緩やかになるよう、保険者機能の強化を図り、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業等の推進が必要となっております。</p> <p>今後とも、広域連合では、安定的に制度運営できるよう、その構成団体である関係市町村と一体となって取り組んでいきます。</p> <p>第1 第三次広域計画の趣旨</p> <p>第三次広域計画は、広域連合が行う事務を、総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調</p>	<p>はじめに</p> <p>後期高齢者医療制度は、75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする独立した医療制度です。 この後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県を単位として全市町村で組織する広域連合とされ、平成19年1月1日に千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。</p> <p>千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定により定めるもので、広域連合と県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が事務処理を行うための指針となるものであると同時に、関係市町村やその住民に対して広域連合の基本方針などを示すものです。</p> <p>この第二次広域計画は、平成19年度に策定した広域計画（以下「第一次広域計画」という。）が平成23年度をもって期間満了となることを受け策定するものです。</p> <p>現在、国においては、現行の後期高齢者医療制度の見直しに向け検討を進めております。</p> <p>広域連合としては、現行制度が存続する限り、適正かつ円滑な運営に努めるとともに、高齢者医療制度の見直しに際しては、高齢者が安心して医療を受けられるよう国に対し必要な要望を行ってまいります。</p> <p>今後とも、広域連合は、後期高齢者医療制度の運営にあたり、その構成団体である関係市町村と一体となって取り組んでいきます。</p> <div data-bbox="1576 1583 2131 1692" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>月報の積上値だと、823,748円。 後日、確定値と差替必要。</p> </div> <p>第1 第二次広域計画の趣旨</p> <p>第二次広域計画は、広域連合が行う事務を、総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調</p>	<p>高齢者医療制度改革会議において、後期高齢者医療制度は廃止されることとされていたが（H22.12.20）最終的には、現行制度を基本とすることが報告された（H25.8.16）ため、見直し部分の記載は削除した。</p> <p>またWG会議において、現況と課題を記載したほうがよいとの意見があり、追加した。</p> <p>現況として、被保険者数及び一人当たりの医療費の制度発足当時と平成27年度との比較を記載した。</p> <p>課題は、他広域連合の計画を参考に記載し、それに合わせて「今後とも、～」以降も修正した。</p>

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
<p>整を図りながら、処理する事項について定めるものであり、<u>第二次広域計画</u>を引継ぎ策定するものです。</p> <p>第2 広域計画で定める項目</p> <p>広域計画は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について定めます。</p> <p>(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること</p> <p>(2) 広域計画の期間及び改定に関すること</p> <p>第3 広域連合及び関係市町村が行う事務</p> <p>広域連合及び関係市町村はそれぞれ高齢者の医療の確保に関する法律などに定める事務を行うとともに、規約に定める事務を行います。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務 〔広域連合〕 被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保険者資格の認定（取得及び喪失の確認、政令で定める障害がある旨の認定）被保険者証・被保険者資格証明書の交付決定などを行います。</p> <p>〔関係市町村〕 広域連合が被保険者の資格の認定を行う事ができるよう、住民基本台帳の情報など被保険者に関する情報を広域連合に提供するとともに、被保険者の認定に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し及び返還の受付など、窓口における受付事務を行います。</p> <p>(2) 医療給付に関する事務</p>	<p>整を図りながら、処理する事項について定めるものであり、<u>第一次広域計画</u>を引継ぎ策定するものです。</p> <p>第2 広域計画で定める項目</p> <p>広域計画は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について定めます。</p> <p>(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること</p> <p>(2) 広域計画の期間及び改定に関すること</p> <p>第3 広域連合及び関係市町村が行う事務</p> <p>広域連合及び関係市町村はそれぞれ高齢者の医療の確保に関する法律などに定める事務を行うとともに、規約に定める事務を行います。</p> <p>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務 〔広域連合〕 被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保険者資格の認定（取得及び喪失の確認、政令で定める障害がある旨の認定）被保険者証・被保険者資格証明書の交付決定などを行います。</p> <p>〔関係市町村〕 広域連合が被保険者の資格の認定を行う事ができるよう、住民基本台帳の情報など被保険者に関する情報を広域連合に提供するとともに、被保険者の認定に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し及び返還の受付など、窓口における受付事務を行います。</p> <p>(2) 医療給付に関する事務</p>	

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
<p>〔広域連合〕 被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する医療給付（後期高齢者医療給付）の支給決定を行います。</p> <p>（医療給付の種類）</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 その他広域連合条例で定めるところにより行う給付 <p>〔関係市町村〕 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡しなど窓口における受付事務を行います。</p> <p>(3) 保険料の賦課及び徴収に関する事務</p> <p>〔広域連合〕 関係市町村の持つ課税情報などを活用し、保険料率及び保険料の賦課決定並びに減免及び徴収猶予の決定などを行います。 保険料率は、おおむね2年間を通じ財政の均衡を保つことができるものとしします。</p> <p>〔関係市町村〕 広域連合が保険料の賦課決定を行えるよう、関係市町村の持つ課税情報などの提供を行います。 また、広域連合が賦課額を決定した保険料の徴収事務を行うとともに、徴収した保険料を広域連合へ納付します。</p> <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>〔広域連合〕 関係市町村と協力して、後期高齢者の心身の特性に応じ、<u>健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に努めます。</u></p>	<p>〔広域連合〕 被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する医療給付（後期高齢者医療給付）の支給決定を行います。</p> <p>（医療給付の種類）</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 その他広域連合条例で定めるところにより行う給付 <p>〔関係市町村〕 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡しなど窓口における受付事務を行います。</p> <p>(3) 保険料の賦課及び徴収に関する事務</p> <p>〔広域連合〕 関係市町村の持つ課税情報などを活用し、保険料率及び保険料の賦課決定並びに減免及び徴収猶予の決定などを行います。 保険料率は、<u>広域連合の全区域にわたって原則均一であるとともに、</u>おおむね2年間を通じ財政の均衡を保つことができるものとしします。</p> <p>〔関係市町村〕 広域連合が保険料の賦課決定を行えるよう、関係市町村の持つ課税情報などの提供を行います。 また、広域連合が賦課額を決定した保険料の徴収事務を行うとともに、徴収した保険料を広域連合へ納付します。</p> <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>〔広域連合〕 関係市町村と協力して、後期高齢者の心身の特性に応じた<u>保健事業を実施し、その健康の保持増進を図るよう努めます。</u></p>	<p>平成25年度まで県内4市町で不均一保険料を適用していたが、平成26年度より全区域均一保険料であるため削除した</p> <p>平成28年6月14日付け保発0614第3号高齢者の医療の確保に関する指針の一部改正に伴い、関係条文を加筆修正した。</p>

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
<p>〔関係市町村〕 広域連合と連携をとりながら、保健事業の推進を図ります。</p> <p>(5) 医療費適正化に関する事務 〔広域連合〕 重複頻回受診や医薬品の過剰投与の注意喚起のための訪問指導事業の実施並びに高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進を図るとともに、レセプトの点検、医療費通知の送付及びジェネリック医薬品の周知などにより医療費の適正化に取り組みます。</p> <p>〔関係市町村〕 広域連合と連携をとりながら、重複頻回受診や医薬品の過剰投与の注意喚起並びに高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進に努めるとともに、ジェネリック医薬品の周知を図ります。</p> <p>(6) 広報公聴に関する事務 〔広域連合〕 制度に対する住民の正しい理解を得るために、ホームページや広報紙などを活用した広報活動を行うとともに、関係市町村と連携して住民からの相談に対応します。 また、学識経験者や被保険者の代表で構成される医療懇談会の開催やパブリックコメントの実施などにより、本制度の運営に関する意見などの聴取に努めます。</p> <p>〔関係市町村〕 ホームページや広報紙を活用し制度の周知を図り、住民の要請に応じ説明会を開催するとともに、窓口等での住民からの相談に対応します。</p> <p>(7) 電算処理システムに関する事務 〔広域連合〕 制度を円滑に実施するため、電算処理システムの機能強化を進め、関係市町村とネットワークで結ばれている端末機により情報を共有し、住民の利便性を確保するとともに事務の効率化を図ります。</p>	<p>〔関係市町村〕 広域連合と連携をとりながら、保健事業の推進を図ります。</p> <p>(5) 医療費適正化に関する事務 〔広域連合〕 重複頻回受診や医薬品の過剰投与の注意喚起のための訪問指導事業を実施するとともに、レセプトの点検、医療費通知の送付及びジェネリック医薬品の周知などにより医療費の適正化に取り組みます。</p> <p>〔関係市町村〕 広域連合と連携をとりながら、重複頻回受診や医薬品の過剰投与の注意喚起に努めるとともに、ジェネリック医薬品の周知を図ります。</p> <p>(6) 広報公聴に関する事務 〔広域連合〕 制度に対する住民の正しい理解を得るために、ホームページや広報紙などを活用した広報活動を行うとともに、関係市町村と連携して住民からの相談に対応します。 また、学識経験者や被保険者の代表で構成される医療懇談会の開催やパブリックコメントの実施などにより、本制度の運営に関する意見などの聴取に努めます。</p> <p>〔関係市町村〕 ホームページや広報紙を活用し制度の周知を図り、住民の要請に応じ説明会を開催します。</p> <p>(7) 電算処理システムに関する事務 〔広域連合〕 制度を円滑に実施するため、電算処理システムの機能強化を進め、関係市町村とネットワークで結ばれている端末機により情報を共有し、住民の利便性を確保するとともに事務の効率化を図ります。</p>	<p>本年度の後期高齢者医療制度実施要綱の医療費適正化等推進事業に追加された部分について加筆修正した。</p> <p>関係市町村でも住民の相談に対応しているため</p> <p>平成 29 年度より情報連携が始まるマイナンバー制度に対応するため、広域連合の行う事務として、情報セキュリティ対策の徹底を図る必要があ</p>

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
<p><u>また、情報セキュリティ対策を徹底し、住民の個人情報保護を図ります。</u></p> <p>〔関係市町村〕 広域連合が設置する端末機などを活用し、住民の利便性を確保するとともに事務の効率化を図ります。 <u>また、情報セキュリティ対策を徹底し、住民の個人情報保護を図ります。</u></p> <p>(8) 制度の改善に関する事務 〔広域連合〕 現行制度の改善について、関係市町村、医療懇談会、関係団体などの意見を踏まえ適切に取り組むとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携し国に対し必要な要望を行います。</p> <p>〔関係市町村〕 現行制度の改善について、千葉県後期高齢者医療広域連合協議会などを通し、広域連合に協力していくとともに、全国市長会、全国町村会などと連携し、国に対し必要な要望を行います。</p> <p>第4 <u>第三次広域計画の期間及び改定</u></p> <p><u>第三次広域計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、計画期間満了前に見直しを行うこととします。</u> ただし、事務の追加などにより計画変更の必要が生じた場合など、千葉県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決を経て随時改定を行います。</p>	<p>〔関係市町村〕 広域連合が設置する端末機などを活用し、住民の利便性を<u>図るとともに事務の効率化を図ります。</u></p> <p>(8) 制度の改善・<u>制度の見直し</u>に関する事務 〔広域連合〕 現行制度の改善について、関係市町村、医療懇談会、関係団体などの意見を踏まえ適切に取り組むとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携し国に対し必要な要望を行います。 <u>制度の見直しに際しては、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携し、国に対し必要な要望を図るとともに、現行制度が廃止される場合には、適正な清算業務及び新制度の推進主体に対する円滑な引継ぎを図ります。</u></p> <p>〔関係市町村〕 現行制度の改善について、千葉県後期高齢者医療広域連合協議会などを通し、広域連合に協力していくとともに、全国市長会、全国町村会などと連携し、国に対し必要な要望を行います。 <u>また、制度の見直しに際しては、全国市長会、全国町村会などと連携し、高齢者が安心して医療が受けられるよう、国に対し必要な要望などを行います。</u></p> <p>第4 <u>第二次広域計画の期間及び改定</u></p> <p><u>第二次広域計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、計画期間満了前に見直しを行うこととします。</u> ただし、事務の追加などにより計画変更の必要が生じた場合など、千葉県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決を経て随時改定を行います。</p>	<p>り追加した。</p> <p>関係市町村でも住民の相談に対応しているため情報セキュリティ対策の徹底を図る必要があり追加した。</p> <p>制度見直し部分の記載については削除する。</p> <p>第二次広域計画と同様期間は5年間とする。</p>